

令和 8 年 9 月 16 日
＜ 問 い 合 わ せ 先 ＞
住 宅 局 建 築 指 導 課
住宅局参事官(建築企画担当)付
代 表 03-5253-8111

建築基準法施行令の一部を改正する政令案に関する意見募集の結果について

国土交通省では、令和 8 年 7 月 31 日（金）から 8 月 30 日（日）までの期間において、建築基準法施行令の一部を改正する政令案に関する意見募集を行いました。

上記政令案に寄せられたご意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を以下のとおりとりまとめましたので、公表いたします。

皆様のご協力に深く感謝申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○建築基準法施行令の一部を改正する政令案に関する意見募集に寄せられたご意見等と国土交通省の考え方

※18 の個人・団体から合計 68 件のご意見等をいただきました。

※とりまとめの都合上、お寄せいただきましたご意見のうち同趣旨のものは適宜集約し、また、内容を適宜要約しています。

※本改正と直接の関係がないため掲載しなかったご意見等についても、今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。

番号	意見	回答
(1) 型式適合認定の種類の追加（令第 10 条第 1 号及び第 136 条の 2 の 11 第 1 号関係）		
1	令第 136 条の 2 の 11 第 1 号に新設されることとなる建築物の構造耐力に係る規定に適合している型式としての認定（構造型式認定）を取得後に、個別の資材を変更して建築確認を受ける際、特定行政庁及び指定確認検査機関が統一的な基準で円滑に審査できるように明確な基準等を技術的助言等で示して欲しい。	構造型式認定に関する建築確認の円滑な審査が行われるよう、ご意見も踏まえ特定行政庁及び指定確認検査機関に対して運用に当たっての考え方等を周知する予定です。
2	構造型式認定の制度創設の背景として示されている「建築材料の調達に困難となる事象」について、建築中に建築材料の調達が困難になった場合、その都度に認定することは現実的でない。構造型式認定は、手抜き工事や不適正な資材の使用に繋がるのではないか。	型式適合認定は、建築材料又は建築物の部分の型式について、あらかじめ国土交通大臣（指定認定機関）が一定の技術的基準に適合していることを認定しておくことによって、個々の建築確認時の審査を簡略化し、申請者及び建築主事等の負担軽減を図るものです。構造型式認定は、建築材料の調達が困難になった場合に備えて、構造耐力に係る規定の設計仕様について、工事中に認定するものではなく、あらかじめ認定するものであり、本認定により手抜き工事や不適正な資材の使用には繋がらないと考えています。
3	構造型式認定の対象範囲は、「建築物の構造耐力に係る規定のみ」との理解でよろしいか。	ご認識のとおりです。対象となる条文は改正後の令第 136 条の 2 の 11 第 1 号イ（１）及び（２）に規定されています。
4	構造型式認定の認定書における適用条件等、指定認定機関がどのような基準で審査を行うのか技術的助言等で示して欲しい。	ご意見も踏まえ、指定認定機関が円滑に審査できるよう、構造型式認定の運用にあたっての技術的助言等を公表する予定です。

5	構造型式認定の申請手数料、認証型式部材等製造者にかかる手数料を提示して欲しい。	現行の手数料と同額とすることを予定しております。
6	構造型式認定において、指定認定機関は防耐火性能をどのように審査するのか。	構造型式認定に係る審査は、建築物の構造耐力に係る規定のみの審査となります。 ただし、主要構造部や建築設備等は、その荷重等が建築物全体の構造耐力に影響を及ぼすことから、認定に係る審査において当該構造型式認定を受けた構造躯体等を用いることができる条件を設定することになります。
7	認定書の附番構成（記号や枝番のルール）は、どのようになるのか。	型式適合認定の認定番号に係る運用については、各指定認定機関において決定されているものと認識しております。
8	型式部材等製造者認証は、型式適合認定を受けた型式の型式部材等毎に受けるものであるが、構造型式認定の有効期限は、現行制度と同じ5年なのか。	ご認識のとおりです。
9	これまでの型式適合認定と同様に相応の審査期間（標準処理期間）を要する手続きであるため、災害等による突発的な資材不足へ迅速に対応できるのか疑問である。型式適合認定の審査プロセスを、災害等による調達困難時に即応できるよう、有事の際の審査を不要とする仕組みや、審査期間を短縮する制度を要望する。	構造型式認定は、災害等による突発的な資材不足に備えて、構造耐力に係る規定のみをあらかじめ認定するものです。ご指摘の点について、現行においても、災害時の一定の場合について、建築確認に係る手続きを不要とする等の特例がございますが、今後の施策の参考にさせていただきます。
10	構造型式認定は、構造耐力に係る建築基準法の規定のみ認定するもので、それ以外の規定（一般構造、防火・避難、建築設備）については、個別の建築確認において建築基準法の適合性が審査されるのか。	ご認識のとおりです。
11	構造型式認定を取得後に、当該構造型式認定を構成する部材に係る仕様の大変認定品を変更する場合、新たに構造型式認定を取得する必要があるのか。	ご指摘の場合においては、新たに構造型式認定を取得する必要があります。

12	構造型式認定に係る建築確認の審査省略は、同一型式の繰り返しに限るのか。また、建築材料を頻繁に変えることで、構造計算の前提である構造部材と異なる部材を使用することにならないのか。	型式適合認定は、建築材料又は建築物の部分の型式について、あらかじめ国土交通大臣（指定認定機関）が一定の技術的基準に適合していることを認定しておくことによって、個々の建築確認時の審査を簡略化し、申請者及び建築主事等の負担軽減を図るものであり、同一型式に限り建築確認に係る審査を省略することができます。また、構造型式認定に係る審査は、建築物の構造耐力に係る建築基準法の規定を審査するものであり、構造計算やその前提となる構造部材についても審査の対象となります。そのため、構造型式認定した構造部材と異なる部材を使用することはできません。
13	本改正により新たな型式適合認定の類型が追加されたが、新設される構造型式認定について、その件数と手数料を公開して欲しい。	建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 10 条の 5 の 4 の規定により、指定認定機関は型式適合認定を行った場合に当該型式適合認定に係る事項を公示することとしているほか、申請手数料は同規則第 11 条の 2 の 3 第 3 号及び別表第 3 において規定しています。
14	構造型式認定制度は、建築資材等の途絶した場合の例外的な手続に限り、平時には運用しない方が申請に係る事務削減につながるのではないか。	構造型式認定は、災害等により突発的に資材の調達が困難となるような事象等を踏まえ、構造耐力に係る規定への適合のみをあらかじめ認定する制度を導入いたしました、一般的には平時においても建築確認申請に係る事務負担の削減につながるものと考えております。 また、型式適合認定のどの類型を採用するかは、申請に係る事務等も考慮したうえで、申請者が選択するものと考えています。
(2) 採光規制の対象の合理化（令第 19 条第 1 項関係）		

15	採光規制の対象外となる施設の利用形態等を明確に定義するとともに、当該施設の設置後、例えば老人福祉施設が行う福祉サービスについて通所型から宿泊型への変更があった場合、宿泊型は採光規制の対象になることを周知して欲しい。	採光規制については、長時間の滞在が想定される一定の居室を対象に規制を行っておりますが、福祉施設のなかには、通所型の施設で、利用者の滞在時間が特に短時間であるものも含まれます。このため、告示では老人福祉法上の老人デイサービスセンターのうち、利用者の滞在時間が短時間であるものを定めることを予定しています。告示の規定内容につきましては、今後告示制定のパブリックコメントにおいてお示しする予定です。 また、通所型から宿泊型へ福祉サービスに変更があった場合については、ご意見も踏まえ、関係者に対して採光規制の対象となる旨の周知等を実施する予定です。
16	採光規制の対象外とする理由として、施設の利用者が自宅等で自然光を十分に浴びることが可能とあるが、どの施設も自宅以上に時間を過ごすのではないか。	採光規制については、長時間の滞在が想定される一定の居室を対象に規制を行っておりますが、福祉施設のなかには、通所型の施設で、利用者の滞在時間が特に短時間であるものも含まれるため、採光規制の合理化を図るものです。
17	施設整備における過度なハードルを解消し、多様な物件の利活用を促進する上で非常に重要な見直しである。 採光規制を除外する対象を定める告示においては、利用者の滞在時間のみを基準とするのではなく、高演色 LED 等の導入により健康上の支障が生じない居住環境の形成や、観葉植物・緑化や自然要素を取り入れたデザイン評価についても考慮し、柔軟に「衛生上支障がない」として認める基準を追加することを検討して欲しい。	採光規制については、長時間の滞在が想定される一定の居室を対象に規制を行っておりますが、福祉施設のなかには、通所型の施設で、利用者の滞在時間が特に短時間であるものも含まれるため、採光規制の合理化を図るものです。ご指摘の点については、今後の施策の参考にさせていただきます。
18	告示の内容を確認したい。	告示の規定内容につきましては、今後告示制定のパブリックコメントにおいてお示しする予定です。

19	採光規制の対象外とする施設について、利用者の滞在時間や科学的根拠等を示されたい。	採光規制の対象外とする施設について、施設の利用実態等を踏まえ、衛生上支障が生じることが想定しづらい、滞在時間が特に短時間である施設を告示にて定めることとしています。
20	採光規制の対象外とする施設について、通所サービスのみに限定するのではなく、ショートステイサービスや入所者も兼ねて使用する施設についても採光規定の合理化の対象とすべきではないか。	採光規制については、長時間の滞在が想定される一定の居室を対象に規制を行っておりますが、福祉施設のなかには、通所型の施設で、利用者の滞在時間が特に短時間であるものも含まれており、本改正は、利用者の滞在時間が特に短いことが確保される施設に限定して、採光規制の合理化を図るものです。告示の規定内容につきましては、今後告示制定のパブリックコメントにおいてお示しする予定です。
21	採光に係る要件は緩和すべきでなく、むしろ強化すべきである。	採光規制は、利用者の生活の場として長時間にわたり利用されることを前提として設けられています。本改正は、福祉サービスを提供する施設について、その利用者が当該施設に滞在する時間が特に短く、衛生上支障が生じることが想定しにくいことを踏まえ、その居室に対する基準の合理化を図るものです。
22	採光規制について、「利用者の滞在時間が短い」という理由だけで、衛生上支障がないと判断することには慎重であるべきである。高齢者や障害者の中には、移動の制約や居住環境などにより、自宅等で十分に自然光を浴びられない人もいる。滞在時間だけでなく、利用者の利用頻度や健康状態等を踏まえ、対象となる施設を限定してほしい。	採光規制の対象外とする施設については、通所型サービスについて、利用者の利用頻度等、施設の利用実態等を踏まえ、衛生上支障が生じることが想定しにくい、滞在時間が特に短時間である施設に限定することとしています。
23	高齢者や障害者が利用する可能性のある施設について規制を緩和する場合は、バリアフリー及び利用者の生命・健康・安全への影響を優先して検証して欲しい。	ご指摘の点については、今後の施策の参考にさせていただきます。

24	本改正の対象となる施設や安全基準については、今後告示で定める予定であるとされているところ、当該告示の制定に当たっては、高齢者や障害当事者の意見を反映して欲しい。	ご指摘の点については、今後の施策の参考にさせていただきます。告示の規定内容につきましては、今後告示制定のパブリックコメントにおいてお示しする予定です。
(3) 防火上及び避難上の規制の対象の合理化（令第 109 条の 2 の 2 並びに第 112 条第 1 項、第 4 項、第 5 項及び第 11 項関係）		
25	告示において定める建築物について、「構造・用途」に加え、「敷地内の配置・周囲の空地状況・隣地境界線からの距離」等の定量的な条件を明示し、想定される適用事例を公表していただきたい。	令第 136 条の 2 第 1 号口又は第 2 号口に適合する建築物の一部について、周囲の状況等を考慮し防火上・避難上の安全性を確保できるものについて合理化を図るものです。詳細な規定内容につきましては、今後告示制定のパブリックコメントにおいてお示しする予定です。
26	昨今の災害事例を踏まえると、改正内容は不適切。事業者の利益のみを考慮した緩和であり、使用者の安全を無視しているため、反対する。	本改正は、技術的知見の蓄積に基づき、令第 136 条の 2 第 1 号口又は第 2 号口に適合する建築物の一部について、防火上・避難上の安全性を確保できるものについて合理化を図るものです。
27	規制緩和に至る社会的要求や、緩和によって解消される課題について教えていただきたい。	本改正は、技術的知見の蓄積に基づき、令第 136 条の 2 第 1 号口又は第 2 号口に適合する建築物の一部について、防火上・避難上の安全性を確保できるものについて合理化を図るものです。
28	告示の内容を確認したい。	告示の詳細な規定内容につきましては、今後告示制定のパブリックコメントを実施する際にご確認ください。

29	過去の「建築物の防火避難規定の解説」に関する Q&A によると、一部の建築物について、延焼防止建築物、準延焼防止建築物へ定義されたことは、規制強化ではないことが示されているが、本改正はこの内容をより明確にするためにおこなわれたということか。	本改正は、技術的知見の蓄積に基づき、令第 136 条の 2 第 1 号口又は第 2 号口に適合する建築物の一部について、防火上・避難上の安全性を確保できるものについて合理化を図るものです。
30	防火区画等の規制緩和に関する安全性の検証では、健常者の自力避難だけではなく、障がい者等を含めた多様な利用者の避難を想定する必要がある。十分な安全が確保できない場合には規制緩和の対象とすべきではない。	ご指摘を踏まえ、避難上及び防火上支障のないように検討をしてまいります。
31	防火区画等に係る規制対象とする合理化の対象となる建築物について、現在、延焼防止建築物の適用対象となっていない「収容施設のない診療所」や「物品販売業を営む店舗以外の店舗」等の用途の建築物についても追加していただきたい。	ご指摘の点については、今後の施策の参考にさせていただきます。
32	特定区画の区画内については、床面積の規模や用途が限定されるため、「(避難上及び) 防火上支障がないもの」として堅穴区画(令第 112 条第 11 項)の適用除外を検討いただきたい。	ご指摘の点については、今後の施策の参考にさせていただきます。
33	避難階の直上階(又は直下階)以外で、屋内の吹抜け内に階段を設ける場合においては、吹抜けが階段に対して十分に大きければ、「(避難上及び) 防火上支障がないもの」として、階段と階段以外の吹き抜け部分と間の堅穴区画(令第 112 条第 11 項)を適用除外することをご検討いただきたい。	ご指摘の点については、今後の施策の参考にさせていただきます。

34	昨今の市場ニーズを踏まえ、住戸を 200 m ² 以下で防火区画を設けた場合に、「(避難上及び) 防火上支障がないもの」として住戸の一部の区画内で縦穴区画に係る規制の適用対象から除外することをご検討いただきたい。	ご指摘の点については、今後の施策の参考にさせていただきます。
35	防火・避難規制の除外対象に、太陽光パネルを屋根・外壁に設置した建築物を入れないようにしていただきたい。	本改正は、技術的知見の蓄積に基づき、防火地域内等の令第 136 条の 2 第 1 号口又は第 2 号口に適合する建築物の一部について、防火上・避難上の安全性を確保できるものについて合理化を図るものです。告示の規定内容につきましては、今後告示制定のパブリックコメントにおいてお示しする予定です。 また、本改正は太陽光発電設備の設置に関して影響を与えるものではないと考えております。
36	本改正において定める適用除外の具体的内容を政令ではなく告示において規定することについては反対する。	建築基準法令においての例を踏まえ、技術的基準を政令に、当該技術的基準に係る具体的内容を告示に規定しております。建築基準法令においては、政令と告示が一体となり、建築物の安全性を確保しているものです。
(4) 用途地域における危険物の総量規制の合理化 (令第 130 条の 9 第 1 項関係)		
37	告示で定める基準において、標準的な設備要件を明確化していただきたい	告示の規定内容につきましては、今後告示改正のパブリックコメントにおいてお示しする予定です。

38	消防庁との連携による「事前連絡手続のガイドライン」を作成いただきたい。	建築基準法では、危険物の貯蔵又は処理に供するものも含め、建築物の建築確認を行う際には消防部局の同意を得るよう規定しております。引き続き、防火安全対策の徹底が図られるよう、建築部局と消防部局との間で連携を図ってまいります。 また、圧縮ガス又は可燃性ガスを燃料として使用するための設備等の設置にあたっては、高圧ガス保安法に基づく手続きにおいても、都道府県と消防部局の間で連携が図られております。
39	令和 8 年熊本地震において液化石油ガス（LP ガス）による爆発事故が発生したばかりであり、災害時におけるガスの貯蔵の安全性について国民感情的にも不安が残る。先の震災における事故の原因の究明を行い、十分な再発防止策が確立してからの改正の方が望ましいのではないか。	本改正の措置の対象となる圧縮ガス・可燃性ガスとしては圧縮水素を想定しており、液化石油ガス（LP ガス）とは性質が異なるため、求められる技術基準も異なるものと理解しております。一方で、安全性が確保されなければならない点は同様であり、安全性が適切に担保される圧縮ガス・可燃性ガスについて、建築基準法の用途規制における危険物から除外する措置を講じるものとなります。
40	圧縮ガス又は可燃性ガスの普及と安全性を単純に天秤にかけることの無いよう慎重に臨んでいただきたい。	水素の社会実装に向け、安全性が適切に担保される圧縮ガス・可燃性ガスについて、建築基準法の用途規制における危険物から除外する措置を講じるものとなります。
41	告示の内容を確認したい。	告示の規定内容につきましては、今後告示改正のパブリックコメントにおいてお示しする予定です。
42	圧縮ガス又は可燃性ガスを燃料として使用する設備について、国土交通大臣が定める基準は、用途地域ごとに基準を定めるのか、一律の基準とするのか。	用途地域ごとに基準を定める形ではなく、一律の基準とする予定です。

43	制限の緩和は納得できるが、「危険物から除く」という取扱は不適切である。 貯蔵容器のみでなく、管路も含めて危険物として取り扱うべきではないか。	現行で危険物の貯蔵量規制のある地域において、一定の基準に適合する設備である場合に、危険物の貯蔵量の上限規制を除外する対応となる予定です。また、貯蔵容器だけでなく、貯蔵容器と消費設備を接続し、圧縮水素が通る配管（管路）も含めて、事業所の安全性が担保されるように基準を定めることを想定しております。
44	本改正において定める適用除外の具体的内容を政令ではなく告示において規定することについては反対する。	建築基準法令においての例を踏まえ、技術的基準を政令に、当該技術的基準に係る具体的内容を告示に規定しております。建築基準法令においては、政令と告示が一体となり、建築物の安全性を確保しているものです。
(5) その他		
45	本政令の施行後、5年後に予定される規制の事後評価を待つことなく、型式適合認定の利用状況や確認審査での質疑事項を収集・分析し、運用上の課題に対応していただきたい。	今後の施策の参考にさせていただきます。
46	客観的かつ具体的な KPI を公表してほしい。	本改正に係る KPI は設定しておりません。
47	告示案と根拠となる技術資料を事前に公表し、告示について改めてパブリックコメントを実施して欲しい。	本改正を踏まえた告示案の制定の際には、別途パブリックコメントを実施する予定です。
48	本改正により、新たな提出書類が増えてしまっは事務負担が増大してしまうため、新たな提出書類が発生しないようにして欲しい。	本改正により、新たに書類の提出をすることが考えられますが、基準への適合性を確認するために必要な最小限の書類の提出を求めることとする予定です。